

山口県観光V字回復プラン

令和3年（2021年）10月

山口県観光スポーツ文化部

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	2
第2章 本県観光を取り巻く現状と課題	3
1 我が国の観光の現状	3
2 国の観光施策	5
(1) 観光立国推進基本計画	5
(2) 感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン	6
3 本県観光の現状と課題	7
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	7
(2) 「おいでませ山口観光振興計画」に基づく取組とその成果	9
(3) 本県観光が抱える課題	15
4 令和2年度に県が行ってきた新型コロナウイルス感染症への取組	16
第3章 本県観光が目指すべき方向性と施策展開	19
1 基本的な方向	19
2 施策の体系・方向性	20
(1) 感染拡大防止と経済回復に向けた集中的な対策	20
(2) コロナの時代における社会変革に即した重点施策	22
3 数値目標	27
4 進行管理	27
資料編	29

おいでませ山口観光振興条例、用語解説（右肩に「※」印を記した語句）

第1章 計画策定にあたって

1 策定趣旨

令和2年（2020年）に入ってからの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、人々の生活や経済、社会など、世界中の様々な分野で影響を及ぼしています。観光分野においては、渡航制限等により旅行需要が大幅に減少し、国際観光客数は大幅な減少となっています。

我が国においては、世界的な感染拡大を受けた水際対策の徹底や、国内での感染拡大により令和2年4月7日に1回目の緊急事態宣言の発出がなされ、営業・移動の自粛要請等により観光客数や宿泊者数が減少し、本県においても、県境をまたいだ移動の自粛要請等により観光客数や宿泊者数が大きく減少しました。

さらに、令和2年12月以降の国内感染者数の拡大を受け、令和3年1月7日に2回目、また4月23日には3回目となる緊急事態宣言が発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の収束は見通しが付かない状況にあります。

1年以上にわたる長期間の新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ観光需要は全国的に低調のまま推移しており、本県の観光産業も厳しい状況に置かれています。

観光産業は、宿泊や飲食など関連する業種が多岐にわたる、裾野が広い産業といわれており、地域経済に与える影響が極めて大きく、本県経済は厳しい状況にあることから、県としてはこの危機に迅速に対処し、本県観光のV字回復につなげる反転攻勢に向けた実効性の高い取組を、短期集中的に実施していく必要があると考えています。

このため、山口県では、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）までの2年間を、本県観光再生のための勝負の年と位置付け、新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越え、「コロナの時代」にあっても、活力に満ちた山口県観光の未来を切り開くための取組を推進してまいります。

この計画は、こうした背景の中で、コロナの時代にあって本県の観光振興において取り組むべき施策を短期集中的に実施していく指針として、本県観光再生の取組を前へ進めていくために策定するものです。

2 計画の性格

この「山口県観光V字回復プラン」は、「おいでませ山口観光振興条例」第9条に規定する「推進計画」です。

また、県政運営の指針である「やまぐち維新プラン」(2018年度～2022年度)の観光分野に関する個別計画（分野別計画）として、他の県計画とも連携を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

さらに国の動向等を踏まえ、特に重点化・加速化すべき取組を定め、今後の進め方を示す方針とするものです。

3 計画期間

この「山口県観光V字回復プラン」の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）までの2年間とします。

※「やまぐち維新プラン」を踏まえた計画期間

第2章 本県観光を取り巻く現状と課題

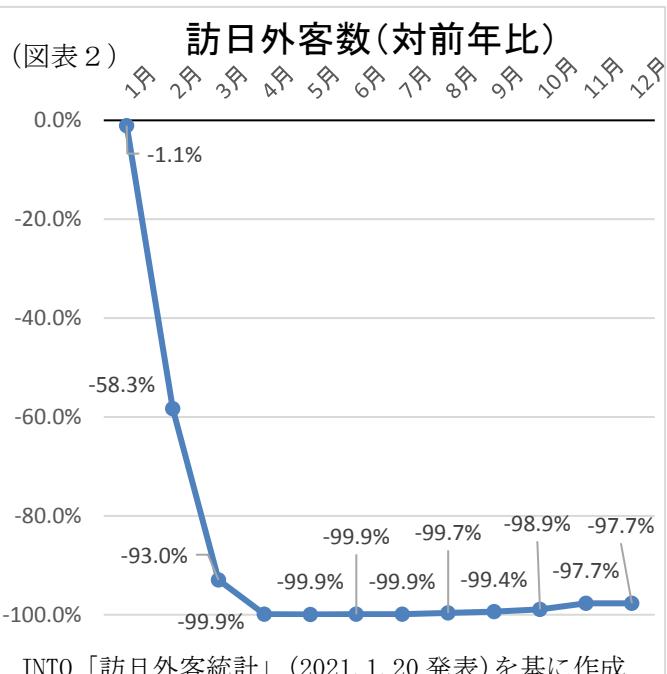
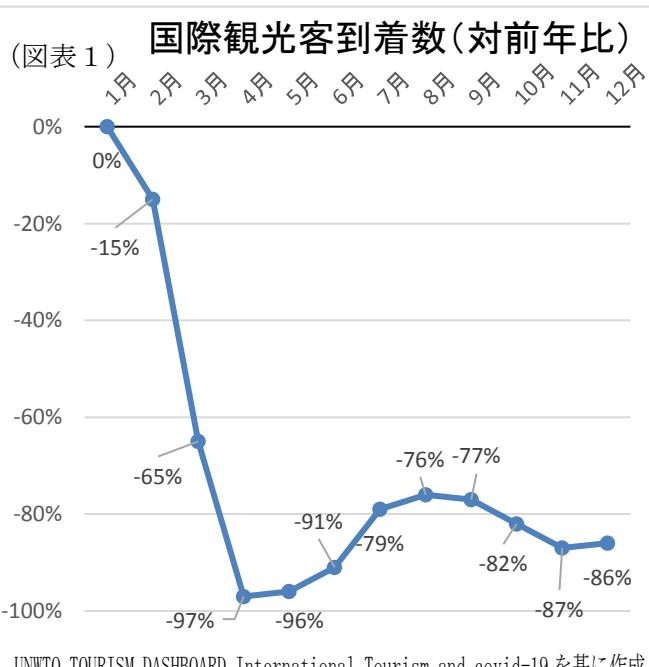
1 我が国の観光の現状

令和2年(2020年)1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、世界の観光に危機的な影響をもたらしました。

国連世界観光機関(UNWTO)によると、2020年に世界の観光は「史上最悪の年」を迎える、国際観光客数は前年比73.1%(約10億7,200万人)減少し、国際旅行市場の損失は推計1.3兆ドル(約139兆円)にのぼったとされ、観光にかかわる1億人から1.2億人の雇用が失われる恐れがあり、そして国際観光が2019年の水準に戻るには2年半から4年かかる見込みであるとされています。

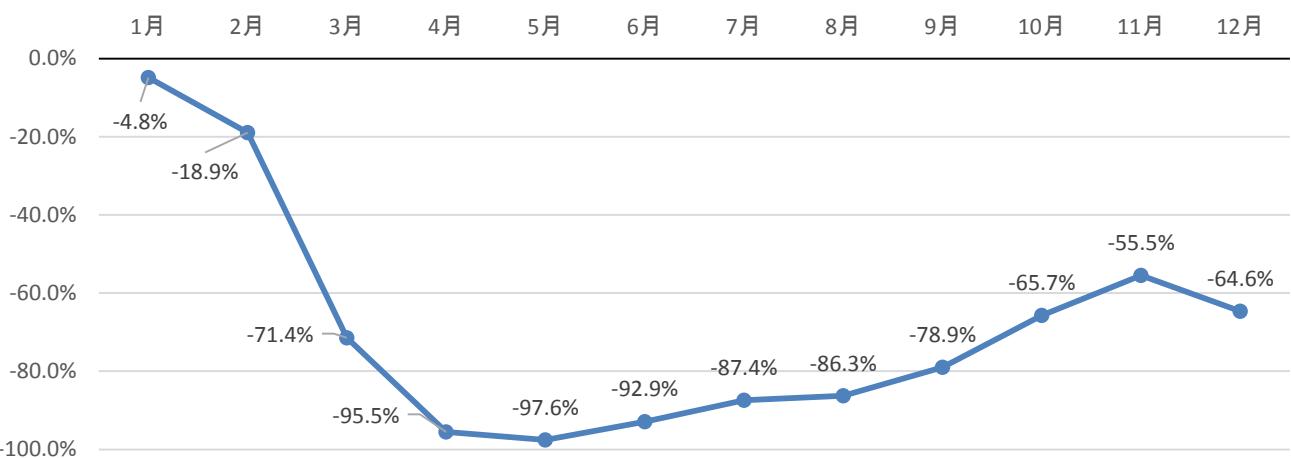
国内の観光についても、コロナ禍の影響は顕著に表れています。水際対策の段階的な強化等により、令和2年の訪日外客数は、前年比87%(約3,200万人)減の412万人に激減しました。また、令和2年4月以降、数回にわたり緊急事態宣言が発出され、営業や移動の自粛要請等が行われたことなどにより、旅行控えの動きが生じ、国内の主要旅行業者の令和2年度の旅行取扱額は、前年度比78.4%(約3兆6千億円)減の約1兆円と大きく落ち込み、日本人延べ宿泊者数は前年比35.2%(約1億7千万人泊)減の3億1,131万人泊となるなど、過去に例がない深刻な影響が生じています。

観光産業は、宿泊や飲食など関連する業種が多岐にわたり、全国で約900万人が従事する非常に裾野が広い産業といわれており、地域経済に与える影響が極めて大きいことから、感染防止を図りながら、社会経済活動の水準を高めていくことが求められています。



(図表3)

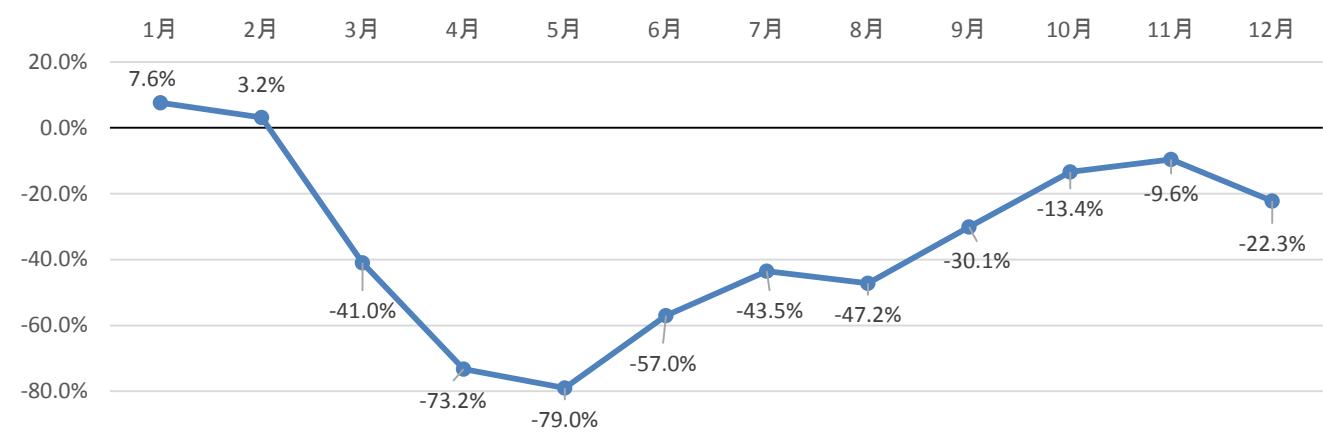
主要旅行業者の旅行取扱状況(対前年比)



観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」(R3.6.11発表)を基に作成

(図表4)

日本人延べ宿泊者数(対前年比)



観光庁「宿泊旅行統計調査」(R3.6.30発表)を基に作成

(図表5)

第3次産業活動指標 主な観光関連産業

品目名称	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第3次産業総合	101.6	101.4	97.4	89.0	86.7	94.3	94.6	95.4	97.3	98.1	98.1	97.7
観光関連産業	105.8	96.3	69.8	47.9	41.2	59.3	61.5	60.8	69.6	76.7	79.2	74.0
旅館	86.1	81.5	43.5	12.2	8.5	24.7	41.7	42.2	56.5	67.2	74.8	60.7
ホテル	125.0	106.4	58.1	26.5	21.0	40.4	51.4	49.4	65.0	77.3	84.3	72.1
国内旅行	89.4	84.0	34.8	6.6	3.3	11.6	20.5	26.9	41.1	70.5	85.4	70.7
鉄道旅客運送業	105.6	103.3	82.7	58.6	56.2	73.0	75.7	75.4	79.5	80.3	80.1	77.5
バス業	107.8	104.6	86.0	59.9	59.4	78.6	82.5	81.3	83.5	87.0	84.4	83.2
水運旅客運送業	103.7	101.3	47.5	29.6	22.6	40.0	41.4	37.9	61.6	70.1	71.9	60.4
国内航空旅客運送業	114.1	103.8	51.5	13.2	7.5	22.7	36.5	32.7	40.3	55.1	62.4	51.6

経済産業省 第3次産業活動指数(2021.6.15発表)を基に作成 ※2015年を100とした活動動向

2 国の観光施策

(1) 観光立国推進基本計画

観光立国推進基本計画は、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立国推進基本法で策定が定められている計画です。

令和2年（2020年）を目標年として、国内旅行消費額21兆円、訪日外国人旅行者4000万人など7項目の目標が掲げられました。令和3年（2021年）3月に計画期間の終了を迎ましたが、コロナ禍で観光を取り巻く環境が見通しづらく、急いで策定した場合、実効性が伴わない懸念があることから、国の審議会において、次期計画の改定に向けた議論が継続されています。

(2) 感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン

観光庁は、ポストコロナを見据えて、感染対策と両立しながら観光需要を回復させる政策プランとして、令和2年12月に「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」を策定しました。

プランに掲げられた取組は、令和3年度の観光庁関連予算や令和2年度第3次補正予算に反映されています。

＜主な内容＞

- [1] 感染拡大防止策の徹底とGo To Travel事業の延長等
- [2] 国の支援によるホテル、旅館、観光街等の再生
- [3] 国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツ充実
- [4] 観光地等の受入環境整備
- [5] 国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活

(図表6) 観光立国推進基本計画の概要



観光立国推進基本計画の変更について

観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)に基づき、観光立国の実現に関する基本的な計画(「観光立国推進基本計画」)を変更する。

観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)
【計画期間】平成24年度～28年度(5年間)

新たな観光立国推進基本計画

【計画期間】平成29年度～32年度(4年間)

※新たな計画の計画期間は、「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標年次等を踏まえ、2020年度までとする。

<新たな観光立国推進基本計画の方向性>

「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)を踏まえ、観光は我が国の成長戦略の柱、地方創生への切り札であるという認識の下、拡大する世界の観光需要を取り込み、世界が訪れたくなる「観光先進国・日本」への飛躍を図る。

○観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

- ① 国民経済の発展 : 観光を我が国の基幹産業へ成長させ、日本経済を牽引するとともに、地域に活力を与える。
- ② 國際相互理解の増進 : 観光を通じて國際感覚に優れた人材を育み、外国の人々の我が國への理解を深める。
- ③ 国民生活の安定向上 : 全ての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような環境を整え、観光により明日への活力を生み出す。
- ④ 災害、事故等のリスクへの備え : 国内外の旅行者が安全・安心に観光を楽しめる環境をつくり上げる。観光を通じて東北の復興を加速化する。

○観光立国の実現に関する目標

国内観光の拡大・充実	① 国内旅行消費額 21兆円	国際観光の拡大・充実	⑥ アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合 3割以上・アジア最大の開催国
国際観光の拡大・充実	② 訪日外国人旅行者数 4,000万人	国際相互交流の推進	⑦ 日本人の海外旅行者数 2,000万人
	③ 訪日外国人旅行消費額 8兆円		
	④ 訪日外国人リピーター数 2,400万人		
	⑤ 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数 7,000万人泊	インバウンド消費を更に拡大し、その効果を全国津々浦々に届けるため、③～⑤を新たに基本的な目標として設定。	

○観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

- ① 國際競争力の高い魅力ある観光地域の形成
(世界水準のDMOの形成、東北の観光復興、文化財・歴史的資源・自然等の観光資源としての活用、景観の保全、国際拠点空港の整備、クルーズ船の受入拡充、地方創生会場の完備等)
- ② 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
(旅行業法の改正を通じた地域独自の旅行商品の創出、民泊サービスへの対応、観光地再生・活性化ファンドの継続的な展開、観光経営人材の育成、宿泊業の生産性向上等)
- ③ 國際観光の振興
(オールジャパンによる訪日プロモーションの実施、ビザの戦略的緩和、最先端技術を活用した出入国審査、通訳ガイドの充実、ランドオペレーター登録制度の導入、通信環境整備等)
- ④ 観光旅行の促進のための環境の整備
(外国人観光旅行等の災害被害軽減等)

(図表7)

感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン(概要)



- 観光には全国で約900万の方々が従事。雇用の維持と事業の継続が極めて重要。
- 今後は、**感染拡大防止策の徹底**を大前提に、当面の観光需要の回復を担う日本人国内旅行の需要を強力に喚起しつつ、本格的なインバウンド回復に備えた取組を進める。
- まずは**感染拡大防止策の徹底**。その上で、**Go To トラベル事業を延長し**、ワーケーション等を普及させつつ、**国内の観光需要を喚起**。
- 併せて、**本格的なインバウンド回復に向け**、国の支援によるホテル、旅館、観光街等の再生、魅力的な滞在コンテンツ造成、観光地等の受入環境整備、国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活の取組を推進する。

(1) 感染拡大防止策の徹底とGo To トラベル事業の延長等

○感染拡大防止策の徹底

- ・事業者と旅行者双方の感染拡大防止策の着実な実施(業種別ガイドライン、新たな旅のエチケット等)
- ・Go To トラベルにおける感染拡大防止策徹底

○Go To トラベル事業の延長

- ・例えば、中小事業者、被災地など観光需要の回復が遅れている事業者・地域へ配慮しつつ、Go To トラベルを延長、感染状況を踏まえて適切に運用

○ワーケーション等の普及

- ・企業と地域双方の環境整備や、マッチング実施による企業と地域の継続的な関係性の構築

(2) 国の支援によるホテル、旅館、観光街等の再生

- ・観光施設を再生し、さらに地域全体で魅力と収益力を高めるため、新たな補助制度を創設、融資制度を大幅に拡充して、短期集中で強力に支援。具体的には、
- ・①観光施設全体が再生できるような施設改修に対する補助制度(負担割合:1/2)と、経営革新等の専門家による支援制度を創設するとともに融資制度を大幅に拡充。
- ・②地域の観光まちづくりの取組と連携した施設の撤去等についても新たに支援し、一挙に観光地としての景観を改善。
- ・③事業承継や事業統合、宿泊事業者間等での連携・協業を支援し、宿の収益性を改善、魅力を向上。
- ・④公共施設の魅力と収益力を向上すべく、これらの施設において民間活力を導入する場合の施設改修を支援。

(4) 観光地等の受入環境整備

- ・観光地等における多言語対応、無料Wi-Fi等の整備等の促進
- ・最先端技術を活用したストレスフリーな旅行の実現
- ・観光地等におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの促進

(3) 国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツ充実

- ・地域に残る縦割りの打破と地域に眠る観光資源の磨き上げ
- ・スノーリゾートやアドベンチャーリズム等の高付加価値・滞在型コンテンツの造成
- ・城や寺社、古民家、グラミング等の個性ある宿泊施設整備
- ・上質なサービスを求める観光客誘致のための環境整備
- ・デジタル技術を活用したコンテンツ磨き上げ等

(5) 国内外の感染状況等を見極めた上でのインバウンドの段階的復活

- ・国内外の感染状況等を見極めつつ、感染状況が落ち着いている国・地域から、ビジネスストラックに準じた防疫措置を徹底の上、管理された小規模分散型パッケージツアーを試行的に実施
- ・我が国の観光資源を含む多様な魅力や安全・安心への取組に関する情報等の発信による訪日プロモーションの実施

3 本県観光の現状と課題

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

国は、令和2年（2020年）4月7日、7都府県を対象として、改正インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出しました。さらに、同月16日には、地域の流行を抑制し、特に大型連休中の人の移動を最小化するため、山口県を含む全都道府県に対象地域を拡大しました。（その後、5月14日に本県の宣言は解除。）

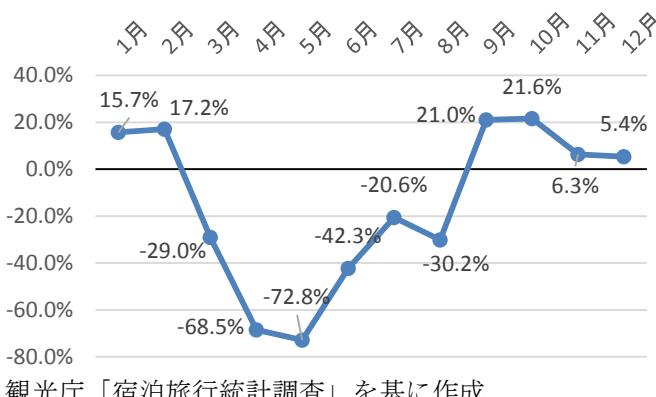
緊急事態宣言の発令を受けて、山口県は、県民の皆様に、不要不急の外出の自粛を強く呼びかけるとともに、遊興・遊技施設等への人の流入を抑制する観点から、関係事業者に対して休業要請を行いました。

緊急事態宣言の影響は大変大きく、本県の延べ宿泊者数は、4月に前年同月比68.5%減（▲237千人泊）の109千人泊、5月は同72.8%減（▲271千人泊）の101千人泊、観光客数は4月が前年同月比65.9%減（▲2,018千人）の1,045千人、5月は同78.3%減（▲3,208千人）の890千人になるなど、これまで例のない甚大な落ち込みを記録しました。

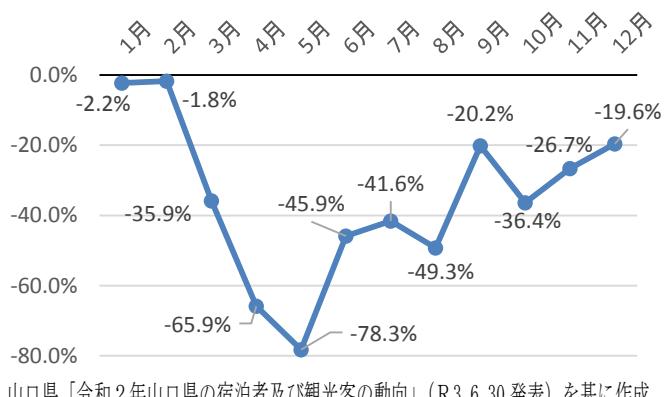
その後、感染拡大の影響により落ち込んだ観光需要の喚起を図るため、県では、県内の宿泊施設で利用できる割引宿泊券の発行を柱とした「行こうよ。やまぐちプレミアムキャンペーン」を7月から展開しました。

同月から国のGo To Travel事業が開始されたこともあり、秋以降、延べ宿泊者数の回復の兆しが見受けられましたが、最終的に令和2年は、延べ宿泊者数が前年比17.3%減（▲649千人泊）の3,113千人泊、観光客数が同38.7%減（▲13,921千人）の22,092千人、外国人延べ宿泊者数が前年比69.8%減（▲73千人泊）の32千人泊にそれぞれ激減し、旅館、ホテル等の宿泊業をはじめ、運輸・交通事業者、飲食業など、本県の観光産業に深刻な影響が生じました。

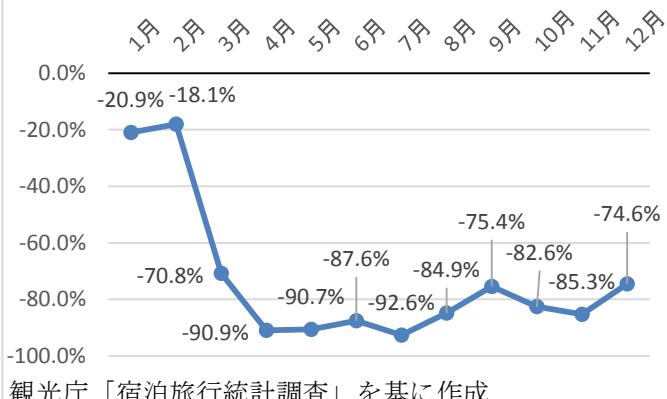
（図表8） 延べ宿泊者数（対前年比）



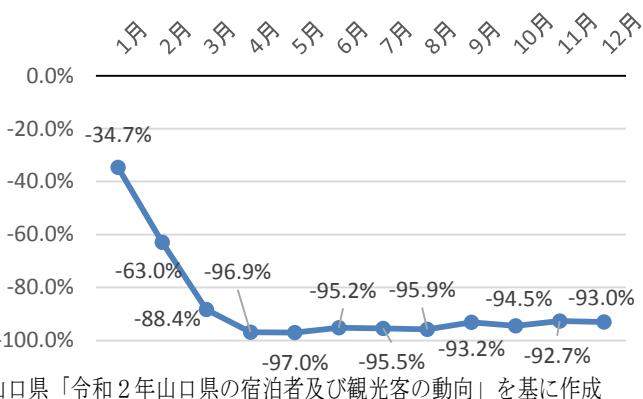
（図表9） 観光客数（対前年比）



(図表 10) 外国人延べ宿泊者数(対前年比)



(図表 11) 外国人観光客数(対前年比)



(図表 12)

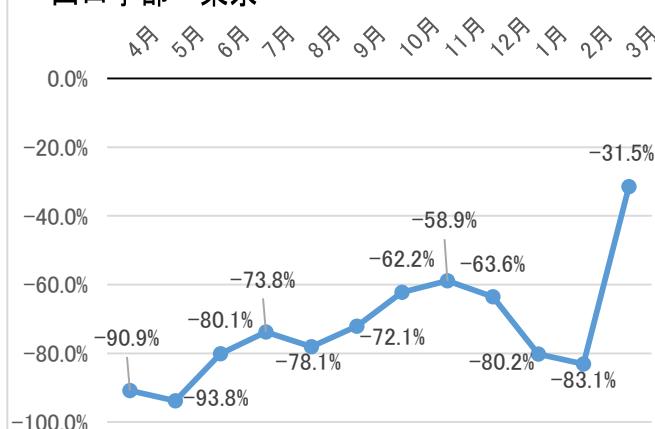
中止となった主なイベント

春	しものせき海峡まつり(5月)、フレンドシップ・デー(5月)
夏	ながと仙崎花火大会(7月)、山口七夕ちょうちんまつり(8月)ほか夏祭り・花火大会
秋	岩国祭(10月)、萩時代まつり(11月)

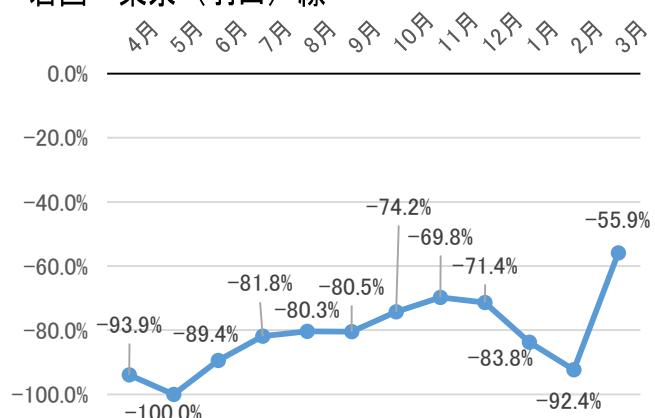
(図表 13)

県内 2 空港の利用状況(対前年比)

山口宇部=東京



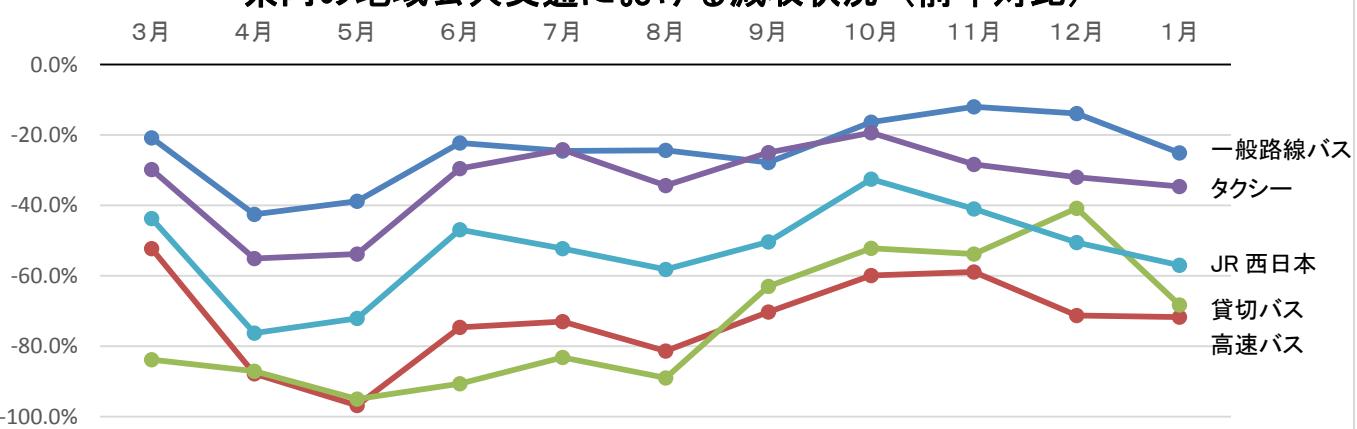
岩国=東京(羽田)線



山口県「令和2年度における県内2空港の利用状況について」(R3.4.20発表)を基に作成

(図表 14)

県内の地域公共交通における減収状況(前年対比)



山口県「新たな地域交通モデル形成に関する取組方針」(R3.3策定)から

*JR西日本旅客鉄道(株)、(公社)山口県バス協会、(一社)山口県タクシー協会の資料を元に作成

*JR西日本は県外路線含む。貸切バスは抽出調査

(2) 「おいでませ山口観光振興計画」に基づく取組とその成果

① 「おいでませ山口観光振興計画」策定の背景等

- ・平成27年12月制定の「おいでませ山口観光振興条例」に基づく推進計画として、平成29年3月に「おいでませ山口観光振興計画」を策定
- ・国の「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標年も踏まえ、計画期間を平成28年度（2016）から令和2年度（2020）と設定

② 「おいでませ山口観光振興計画」による取組の方向性

第1の柱：やまぐち観光維新の推進

魅力ある観光地域づくりの推進、観光産業の振興、誇りと愛着を持つおもてなしの推進、交流促進施策の一体的で強力な推進

第2の柱：明治維新150年を契機とする観光需要の拡大

「明治維新」を活用した観光ブランドの確立と誘客の拡大

第3の柱：インバウンド新時代に向けた国際観光の推進

インバウンドの飛躍的な拡大

③ 「おいでませ山口観光振興計画」の目標と実績、達成状況

< 基本指標の目標と実績 >

基本指標	計画前 H27 実績	単位	目標 /R2	単位	H28	H29	H30	達成状況	
								R1	R2
1 延べ宿泊者数 (年間)	485	万人	550	万人 以上	466	444	435	376	311
2 外国人延べ宿泊 者数(年間)	10.9	万人	20	万人 以上	9.3	11.7	12.3	10.4	3.2
3 観光客数(年間) ※	3,140	万人	3,300	万人 以上	3,125	3,318	3,414	3,386 (3,601)	2,077 (2,209)
4 観光消費額(年 間)	1,395	億円	1,500	億円	1,391	1,449	1,427	1,577	1,089
5 来訪者満足度 (非常に良い)	23.80	%	30	%	13.2	15.7	16.1	20.4	40.9
6 リピーター率	68.10	%	78	%	72.6	73.6	73.1	72.9	83.5

※ 萩市が令和元年分から算定方法を変更(括弧内の数値)したことから、目標達成状況確認のため、変更前のH30(3,414)を基準として前年比かけて、従前の算定方法による観光客数の推計値を算出

< 個別指標の目標と実績 >

個別指標		計画前 H27 実績	単位	目標 /R2	単位	H28	H29	H30	R1	R2	達成状況
											R1 R2
1	クルーズ船寄港回数(年間)	19	回	40	回以上	30	73	77	47	3	○ ×
2	MICE※宿泊者数	14.2	万人	20	万人	13.1	15.3	15.9	14.4	1.4	× ×
3	TV・ロケ地誘致数(5年間の累計、年度) 【各年度の件数】	55 /H25-27	件	100 /H28-32	件 累計	35 /28 (35	56 /28-29 21	70 /28-30 14	76 /28-R1 6	84 /28-R2 8)	累計 ×
4	やまぐちFree WiFiアクセスポイント数	612	箇所	1200	箇所	890	978	977	972	1,058	累計 ×
5	消費税免税店数	107	店	210	店	133	148	170	181	181	累計 ×
6	いいね！やまぐちサポーター数	—	名	200	名	51	88	110	110	123	累計 ×
7	サイクルエイド設置数	—	箇所	150	箇所	40	90	141	161	178	累計 ○
8	県立2美術館の入館者数 5年平均(年度) 【各年度の入館者数】	20 /H23-27	万人	25 /H28-32	万人以上	16.8 /28 (16.8	23.2 /28-29 29.6	20.8 /28-30 15.8	21.0 /28-R1 21.8	17.9 /28-R2 5.6)	累計 ×
9	山口宇部空港 国際便利用者数(年度)	1.4	万人	5	万人以上	1.9	2.2	2.1	0.2	0	× ×

< 参考指標の目標と実績 >

参考指標		計画前 H27 実績	単位	目標 /R2	単位	H28	H29	H30	R1	R2	達成状況
											R1 R2
	地域ブランド調査認知度	44	位	20	位以内	29	32	38	41	35	× ×
	魅力度	41	位	20	位以内	32	31	36	37	32	× ×

« 全体の状況：指標数と達成数 »

区分	指標数	達成数
基本指標	6	2
個別指標	9	1
参考指標	2	0

④目標と達成状況について

総 括

計画最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの指標が前年を大幅に下回りました。この年度の実績を以て計画全体の総括を行うと、的確な課題の洗い出しができない可能性があるため、コロナ禍前の令和元年度までの状況を踏まえて総括します。

なお、令和2年度の指標の実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となる課題については、別に整理します。

令和元年度は、「観光客数」や「観光消費額」について目標を達成しましたが、「延べ宿泊者数」は計画開始年度から減少傾向にあり、「外国人延べ宿泊者数」は増加傾向にあったものの目標値を大きく下回りました。

また、「来訪者満足度」は令和元年度まで計画前の実績値を下回り、「リピーター率」は目標値まで道半ばで足踏み状況となりました。

このような結果となった要因として、以下が考えられます。

- ・宿泊地（例：温泉地）としての魅力が十分に活かしきれていなかことや、旅行者の滞在時間の延伸を促す観光コンテンツの提供が不十分で宿泊につながっていない。
- ・多様化する旅行者のニーズを的確に捉えきれていないことや、観光客の期待を上回る感動を与えられるようなサービス提供に至っておらず、満足度の向上やリピーター獲得につながっていない。
- ・インバウンドに関して、国際関係の影響などに起因するリスクマネジメントを考慮した誘客戦略が求められる。

本県としては、これからは、上記に掲げた総括に留意しながら、観光振興の取組を戦略的に進めていく事が重要と考えています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて明らかになったデジタル化への対応の遅れや、新たに生じた観光トレンド・社会的ニーズに的確に応える取組など、社会変革の動きにあわせて本県の観光再生を図る施策を推進していくことが重要と考えています。

基本指標：達成 2 指標、未達成 4 指標

達 成

【 5：来訪者満足度 】

【 6：リピーター率 】

- ・令和元年度まで、満足度・リピーター率ともに伸びなやみ。
- ・令和2年度は、県の「プレミアム宿泊券」や国の「Go To 旅行キャンペーン」の実施によって、「来訪者満足度」と「リピーター率」が大きく伸び、目標を達成した。

未達成

【 1：延べ宿泊者数 】

- ・延べ宿泊者数は減少傾向にあったが、平成 30 年（明治維新 150 年）まで、「幕末維新やまぐちDC*」や「山口ゆめ花博」等の大型イベントにより 400 万人泊超を記録していた。
- ・令和元年は、上記のような大型イベントがなく、400 万人泊を下回り、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年を大きく下回り、未達成となった。

【 2：外国人延べ宿泊者数 】

- ・外国人延べ宿泊者数は、増加傾向にあったものの、令和元年は日韓関係の影響により、韓国人宿泊者数が減少した。
- ・令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年を大きく下回り、未達成となった。

【 3：観光客数 】

- ・観光客数は高水準で推移し、「幕末維新やまぐちDC」等の大型イベントや、元乃隅神社・角島大橋といった本県を代表する観光名所を活用したプロモーション等により、平成 29 年から令和元年まで 3 年連続で目標を達成していた。
- ・令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年を大きく下回り、未達成となった。

【 4：観光消費額 】

- ・観光消費額は、一時足踏み状況にあったものの、令和元年は目標を達成。
- ・令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年を大きく下回り、未達成となった。

個別指標：達成 1 指標、未達成 8 指標

達 成

【 7 : サイクルエイド設置数 】

サイクル県やまぐち※の継続的な取組により、県内における認知度が高まったことにより、公募した際に応募してくる施設が多く、目標を達成した。

未達成

【 1 : クルーズ船寄港回数 】

関係機関と連携したクルーズ船の誘致活動の実施により、着実に寄港回数を伸ばしていたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、未達成となった。

【 2 : MICE※宿泊者数 】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画通りの誘致が進まず、予定されていた MICE が中止となり未達成となった。

【 3 : TV・ロケ地誘致数 】

幕末 ISHIN 祭や幕末維新やまぐちDCの効果等により、TV・ロケ地誘致件数が伸びたが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響もあり未達成となった。

【 4 : やまぐち Free Wi-Fi アクセスポイント数 】

計画策定以降、他の無料公衆無線 LAN の整備も進んだことにより、やまぐち Free Wi-Fi の伸びが想定を下回り、未達成となった。

【 5 : 消費税免税店数 】

新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限措置等の影響により登録数が伸び悩み、未達成となった。

【 6 : いいね！やまぐちサポーター数 】

県内在住留学生等をサポーターとして登録促進を図っていたが、より多くの訪日外国人旅行者に結びつけるため、インフルエンサー登録促進へと切り替えたことから、伸びが鈍化し未達成となった。

【 8 : 県立 2 美術館の入館者数 】

幅広い世代が楽しめるスタジオジブリ・レイアウト展のような企画は、見込みを上回り、入場者数が 10 万人を超えたものの、見込みを下回る企画展があったため、未達成となった。

【 9 : 山口宇部空港 国際便利用者数 】

韓国仁川空港との国際定期便が、令和元年度から運航休止になったことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、未達成となった。

(3) 本県観光が抱える課題

①新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度における指標の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものであり、観光産業の回復には感染症対策が欠かせません。

感染防止への対応

従業員と宿泊者や、宿泊者同士といった利用者間での接触機会が存在することから、宿泊施設等での感染拡大防止のため、引き続き徹底した感染防止対策に取り組むことが課題となっています。

事業継続への対応

利用者が減少し収入減となる中で、宿泊施設における大広間での食事から部屋食への変更など、利用者に選ばれるため「新しい生活様式」等へ対応しながら、事業継続に取り組むことが課題となっています。

需要喚起への対応

長期にわたる旅行控え等により県内観光産業は厳しい状況にあり、県内の感染状況が落ち着いた段階で観光需要を喚起し、県内観光産業の回復を図ることが課題となっています。

②「おいでませ山口観光振興計画」の総括を踏まえた対応

デジタル技術を活用した観光地域づくり等への対応

旅行形態は団体から個人へ、情報取得は紙からWebメディアやSNS^{*}へ、旅先での行動は同質的から個人ごとの嗜好へと移行し、コロナによって加速。多様化するニーズに応えていくため、デジタル技術を活用し、コンテンツや接客等での旅行者の満足度・利便性の向上や、マーケティングやプロモーション・業務管理など、観光地域づくりや経営改善等に取組み、収益力の向上などを図ることが課題となっています。

新たな観光トレンドや社会的ニーズ等への対応

3密回避のため屋外体験コンテンツへのニーズが高まる中、自然豊かな本県の強みを活かして、アウトドア等観光トレンドの取り込みや、ワーケーション等の社会的なニーズを取り込むことが課題となっています。

感染症収束後の観光振興に向けた対応

感染症収束の人やモノの流れの回復・拡大を支えるため、既存の交通・交流基盤を維持・確保しながら、マーケティングを基にしたコンテンツの磨き上げ等、魅力ある観光地域づくりを進めていくことが課題となっています。

4 令和2年度に県が行ってきた新型コロナウイルス感染症への取組

観光産業の回復に向けた対策の実施

観光客が安心して来訪できる受け入れ環境の整備に向けた、宿泊施設に対する適切な感染防止対策の取組への支援のほか、感染拡大によりイベントの中止や活動停止を余儀なくされた事業者等に対する支援に加えて、観光・特産品の早急な需要回復を図るための需要喚起対策に取り組みました。

また、社会全体のデジタル化に向けた国の動向や、コロナ禍で生まれた自然志向のトレンドなどを観光施策に取り入れる新たな取組も実施しました。

ア：観光交流施設等における感染拡大防止対策

● 宿泊施設における感染拡大防止対策の取組支援

- ▼ 観光客が安心して快適に滞在できるよう、宿泊施設が行う感染拡大防止対策の取組を支援
- ▼ 感染拡大防止や「新しい生活様式」への対応など、旅行者に対して“安心感”を提供する宿泊施設の取組を広く発信

● 公共交通事業者等が行う感染拡大防止対策の取組支援

- ▼ 山口宇部空港ターミナルビル内及び岩国錦帯橋空港ターミナルビル内における感染症対策にかかる経費への補助
- ▼ 県内交通事業者（バス、タクシー、航路、地域鉄道）が実施する感染症対策に係る経費への補助

● 県有スポーツ施設・文化施設における感染拡大防止対策の実施

- ▼ 県有スポーツ施設における感染拡大防止対策に必要な消毒液、マスク、検温器等の購入
- ▼ 県有文化施設における感染拡大防止対策に必要な消毒液、マスク、検温器等の購入

イ：観光関連産業の事業継続に向けた支援

● 宿泊施設における「新しい生活様式」への対応を支援

- ▼ コロナ収束後の観光需要回復期の県内誘客に向け、宿泊施設が実施する「新しい生活様式」に対応した基盤整備を支援

● 魅力的な観光コンテンツの造成や動画配信による魅力発信を支援

- ▼ 観光産業の「稼ぐ力」の強化を図るため、民間事業者が実施する、地域の特色を活かした、付加価値の高い体験型コンテンツの造成・販売に向けた取組を支援
- ▼ 文化芸術に触れる機会の確保や回復期の美術館への誘客促進につなげるため、文化団体のパフォーマンス動画や美術館のギャラリートークをWeb配信

● 総合型地域スポーツクラブや文化芸術活動者の活動再開を支援

- ▼ 活動が停滞している県内の総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ施設に対し、感染症予防対策の後押しを行い、運営再開を支援
- ▼ 文化芸術活動者の出演・発表機会の確保や、活動再開を後押しするため、出演にかかる経費を補助

ウ：観光需要及び特産品需要の喚起対策

● 「行こうよ。やまぐちプレミアムキャンペーン」等による観光需要の喚起

- ▼ プレミアム宿泊券・フェリー券の発行を通じ、宿泊施設を軸とした観光需要を喚起
- ▼ 観光需要の取組の効果を最大限高めるため、県内及び近隣県に対して、「山口県の魅力」を発信する広報宣伝を実施
- ▼ O T A^{*}利用者向けの割引クーポンの発行や、貸切バスを利用した宿泊が伴う旅行商品造成への助成
- ▼ 地域への誘客促進を推進するため、観光団体等が実施するイベント経費の一部を補助
- ▼ 県内の体験型コンテンツの割引キャンペーンを実施
- ▼ 県内の温泉施設や観光スポットを巡るスタンプラリーを実施し、県内周遊を促進

● 「おいでませ山口館プレミアム商品券」等による特産品需要の喚起

- ▼ 「おいでませ山口館」で使用可能な商品券の発行やE Cサイト^{*}での割引キャンペーンの実施により、首都圏をはじめ全国の消費者へ、本県の魅力ある特産品の更なる需要を喚起

エ：コロナ禍における観光ニーズ等への対応

● 戰略的な観光地域づくりの展開

- ▼ 持続可能な観光地域づくりを戦略的に進めるため、ビッグデータ※を取得し、本県の観光客動態及びその課題等を詳細に把握・分析

● オンラインを活用した商談会等の実施

- ▼ 新型コロナウイルス感染収束後の誘客拡大に向け、海外の旅行会社と県内の観光事業者等をオンラインで繋いだ商談会を開催

● 最先端技術を活用した新たな展示コンテンツの制作

- ▼ 雪舟の代表作 国宝「四季山水図（山水長巻）」の世界に入り込んだ体験ができるVR※（仮想現実）の制作・展示
- ▼ 5G※通信環境を活用して、県内の遠隔地の学校と県立美術館を結び、美術作品をテーマに学芸員が双方向授業を行う「5Gアートスクール」を開催

● 路線バス情報のオープンデータ化を推進

- ▼ 新たなモビリティサービスの導入やデジタル技術を活用した様々な利便性向上に資する取組の促進を図るため、路線バス運行情報のオープンデータ※化を推進

● アウトドアスポーツリーダー養成体制の構築

- ▼ アウトドアスポーツによる交流人口の拡大を図るため、アウトドアスポーツ推進の人材育成や情報発信、関係団体のネットワークを構築

● アウトドアスポーツイベントの実施

- ▼ アウトドアスポーツ団体等と連携し、「陸・海・空」全てのフィールドを対象としたアウトドアアクティビティが体験できる「やまぐちアウトドア体験会 in きらら」を実施

第3章 本県観光が目指すべき方向と施策展開

1 基本的な方向

令和3年4月23日には3回目となる緊急事態宣言が発令され、本県においても、5月10日には感染状況が「ステージ3（感染者の急増段階）」へ移行、同月18日には、旅行の延期を含む外出機会の半減、感染予防対策の徹底等を県民の皆様に要請する「新型コロナ感染拡大防止集中対策」を実施するなど、感染収束の兆しが見えない状況にあり、痛手を受けた本県観光産業も先が見通せない状況にあります。

このため、山口県では、何よりも県民の命と健康を守ることを最優先に、新型コロナウイルスの更なる感染拡大に備え、観光客を「安心・安全」に受け入れる環境を速やかに整備し、柔軟かつ万全の対策を講じるとともに、これとの両立を図りつつ、本県観光の再生に向けて、低迷している観光需要の喚起策を積極的かつ機動的に講じ、時機を捉えた実効性の高い事業者支援策などを短期・集中的に取り組むことで、反転攻勢に転じる道筋を拓きます。

また、感染拡大期に明らかになったデジタル化対応の遅れや、旅行の少人数化や屋外志向という観光のトレンド、観光地でのテレワーク[※]といった社会的ニーズなど、社会変革の動きを施策推進に確実に取り込み、より大きな成果につなげていくこととします。

併せて、人の流れの回復・拡大を支えるため、空港や新幹線駅等の広域交通拠点や高速道路・国道・県道等の道路網、海外との自治体交流など、本県が有する交流基盤の維持・充実を図りながら、自然や景勝地、温泉など、本県の優れた観光資源を活かした魅力ある地域づくり推進していきます。

こうした考え方の下、次の事項を、本プランの方向性として、令和4年度（2022年度）までの観光振興を推進していきます。

方向性	① 感染拡大防止と経済回復に向けた集中的な対策 ②コロナの時代における社会変革に即した重点施策
-----	--

2 施策の体系・方向性

(1) 感染拡大防止と経済回復に向けた集中的な対策

更なる感染拡大を最小限に食い止めるため、感染予防のための「新しい生活様式」の実践や業種別「感染拡大予防ガイドライン」の一層の浸透・定着を進めます。

県内宿泊施設における高付加価値化や収益力向上のための取組を支援するとともに、飲食業等における利用者数の回復に向け、感染防止対策に取り組む店舗の拡大を図りながら、当該店舗の選択・利用を広く県民に呼びかけます。

観光産業の回復に向けて、感染状況を踏まえながら、効果的なプロモーションの展開や実効性のあるキャンペーンの実施など、観光需要を喚起するための取組を推進します。

ア：「安心・安全」な旅行を実現するための徹底した感染防止対策

● 宿泊施設における更なる感染拡大防止対策の推進

▼ 宿泊事業者が行う感染拡大防止の取組を支援

● 公共交通機関における更なる感染拡大防止対策の推進

▼ 利用者の不安解消を図るため、更なる感染症対策の取組を支援

● スポーツ等の国際大会におけるホストタウン・事前キャンプ地での感染症対策の実施

▼ 外国人選手等の検査や、移動・宿泊等における感染症対策の徹底

▼ 必要な検査や医療の円滑かつ十分な確保・提供に向けた保健所や市町との連携体制等の構築

● 中小企業等のリスタート支援

▼ コロナに対応した感染防止対策や事業展開等を支援

イ：観光産業の基盤強化につなげる事業継続支援

● 宿泊施設における「新しい生活様式」への対応

- ▼宿泊事業者が行う「新しい生活様式」への対応や、高付加価値化・収益力の向上を図る取組等を支援

● 公共交通事業の継続支援

- ▼長引くコロナ禍で利用が低迷する公共交通事業者の事業継続を支援

● 安心して飲食店を選択・利用できる認証制度の創設

- ▼感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証する制度の創設により、安心して選択・利用できる店舗の普及・拡大を支援

● 「稼ぐ力」の強化や巣ごもりによる消費行動の変化に対する支援

- ▼インターネット通販サイト等で販売する商品の送料を支援し当該サイトを消費者にPR

● 企業ニーズに応じた金融支援

- ▼新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、既存の経営安定資金を拡充し、「伴走支援枠」を創設
- ▼宿泊施設などの観光施設の整備拡充や観光旅行者に対応したサービス提供等、本県の観光振興に資する事業を行う中小企業者を支援するため、「おいでませ山口観光振興資金」等により必要な事業資金を融通

● 中小企業等のリスタート支援

- ▼コロナに対応した感染防止対策や事業展開等を支援（再掲）

ウ：県経済を回復基調に導く観光需要の喚起対策

● 疲弊した観光産業の回復に向けた観光需要の喚起

- ▼宿泊を軸にした観光需要の喚起
- ▼体験型コンテンツを活用した観光需要喚起
- ▼「3密」回避などの「安心・安全」を前面に打ち出した観光プロモーションを展開

(2) コロナの時代における社会変革に即した重点施策

観光分野における未来技術の実装を進めるとともに、3密を回避し自然を楽しむキャンプといった「アウトドアツーリズム」や、仕事と休暇を組み合わせた「ワーケーション※」など、新たな観光トレンドや社会的ニーズの変化を確実に施策に取り込みながら、感染症収束後の人やモノの流れの回復や拡大を支えるため、本県が持つ各種交流基盤の維持・確保を図りながら、魅力ある観光地域づくりを進めていきます。

ア：デジタル技術の実装による交流促進

● デジタルプラットフォームの活用による周遊促進

- ▼ 観光事業者によるデジタルプラットフォーム※を活用した情報発信やマーケティングを支援
- ▼ 体験コンテンツのインターネット予約サイト登録を促し、Web予約による利用者利便性の向上や事業者のオペレーションを軽減

● 美術館の新たな魅力創出

- ▼ 県立2美術館の収蔵品についてデジタル化を進め、館内の大型モニターによる公開や5G※アートスクール等において積極的に活用
- ▼ 収蔵品のデジタル画像をオンライン展覧形式（バーチャルアートミュージアム）で公開

イ：新たな観光トレンドや社会的ニーズの積極的な取り込み

● 新たな観光トレンドに対応した戦略的な観光地域づくりの展開

- ▼ ビッグデータの分析結果等を踏まえ、旅行者のニーズに的確に対応する、付加価値の高い商品・サービス開発や生産性向上等の戦略的な取組を支援

● 新しいアウトドアスポーツツーリズムの推進

- ▼ キャンプとアウトドアを結び付け、「手ぶら」で「気軽」に楽しめる、「新しいアウトドアスポーツツーリズム（スポーツフィールドやまぐち）」を推進し、県内外からの誘客を促進

● 自然公園施設の再整備やエコツーリズムの推進

- ▼ 北長門海岸国定公園や秋吉台国定公園における自然公園※施設の改修等
- ▼ 市町が実施するエコツーリズム※拠点施設の整備を支援

● コロナの時代における効果的な観光プロモーションの展開

- ▼ トレンドやニーズを踏まえ、「3密」回避などの「安心・安全」を前面に打ち出した観光プロモーションを展開（再掲）

● 新たな人の流れを呼び込むワーケーション※の推進

- ▼ やまぐちワーケーション総合案内施設（山口宇部空港）の開設、県内各地域におけるワーケーション※プログラムの開発支援
- ▼ 総合案内サイトによる情報発信や、市町、県内経済団体等と連携した首都圏企業等へのプロモーションの実施

● 宿泊施設における高付加価値化・収益力向上推進

- ▼ 宿泊事業者が行う「新しい生活様式」への対応や、高付加価値化・収益力の向上を図る取組等を支援（再掲）

● 企業ニーズに応じた金融支援

- ▼ 宿泊施設などの観光施設の整備拡充や観光旅行者に対応したサービス提供等、本県の観光振興に資する事業を行う中小企業者を支援するため、「おいでませ山口観光振興資金」等により必要な事業資金を融通（再掲）

ウ：感染症収束後の観光振興に向けた戦略的な取組

● 「やまぐちDMO※」を核とした魅力ある観光地域づくりの推進

- ▼ 観光地域づくり法人である「やまぐちDMO※」を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- ▼ 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・P D C Aサイクルの確立
- ▼ 地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備に関する地域の取組の推進
- ▼ 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり

● 観光客の心をつかむ付加価値の高い商品・サービスの開発

- ▼ 観光産業の「稼ぐ力」強化に向け、体験型観光コンテンツの開発等、滞在時間の延長や観光消費の拡大につながる新たな商品・サービスの開発を支援
- ▼ 多様化する観光客ニーズに対応したテーマツーリズムの推進
- ▼ 宿泊施設などの観光施設の整備拡充や観光旅行者に対応したサービス提供等、本県の観光振興に資する事業を行う中小企業者を支援するため、「おいでませ山口観光振興資金」等により必要な事業資金を融通（再掲）

● 観光資源を活用したプロモーションによる観光需要の拡大

- ▼ やまぐちDMO※の行うマーケティングリサーチに基づく、「歴史」、「絶景」、「食」、「温泉」等の観光資源を活かしたプロモーションの展開
- ▼ 特產品等を観光資源として積極的に活用することによる、特產品需要や誘客の拡大
- ▼ 2021年開催の「山口ゆめ回廊博覧会」など、市町の取組と連携した誘客の推進

● 世界に向けた誘客対策の強化と受入環境の充実

- ▼ 感染収束後のインバウンド需要を確実に取り込むため、重点5市場（韓国、台湾、香港、中国、ASEAN）への観光プロモーターの配置による本県への旅行商品造成の促進や、近隣県や交通事業者との連携による広域での誘客プロモーションの強化
- ▼ 欧米等の市場開拓に向け、航空会社と連携した情報発信のほか、せとうちDMO※を通じたプロモーションの展開や、中国地方の官民が一体となったプロモーションの実施
- ▼ 多言語コールセンターの運用、無料公衆無線LANの普及促進など、県内を快適に周遊できる受入環境の整備

● クルーズ船の誘致推進

- ▼ クルーズやまぐち協議会※を中心としたクルーズ船誘致体制の強化
- ▼ 県内各港の特色や地域の観光資源を活かした戦略的な誘致活動の展開
- ▼ 県内周遊の促進と経済効果の拡大に向けた取組の推進
- ▼ 大型クルーズ船の受入促進のための寄港環境の整備

● 友好協定等に基づく海外自治体との交流等の推進

- ▼ コロナ後の往来の再開を見据え、友好・姉妹提携先である山東省（中国）、慶尚南道（韓国）、ナバラ州（スペイン）や、ビンズン省（ベトナム）、クラスノダール地方（ロシア）等との、交流人口の更なる拡大に向けた継続的な交流の推進
- ▼ 在外県人会との連携強化による情報発信や人材交流の推進
- ▼ 自治体間の交流を契機とした、民間等による文化、経済等交流の推進

● 「サイクル県やまぐち」を通じた交流の促進

- ▼ 県内を快適に周遊できる環境の整備や、ツアールートの設定
- ▼ 県境を越えたルート設定等、近隣県との連携によるツアーコラボレーションに向けた取組の推進

● スポーツの力を活用した交流促進施策

- ▼ 合宿誘致、トップクラブ招聘による交流試合、アスリートとの交流イベントの開催
- ▼ 観戦に訪れた関係者やサポーター等を県内周遊へ結びつける仕組みづくり

● 美術館等を核とした文化施策による交流促進

- ▼ 美術館や博物館を核に、地域と連携した一体感のある文化資源の魅力発信による誘客の拡大
- ▼ 浮世絵や画聖雪舟の水墨画など、県立2美術館のコレクションを活用した展覧会開催等による交流人口の拡大

● MICE[※]誘致による交流人口の拡大

- ▼ 大規模コンベンションや企業向け小・中規模研修等を対象としたMICE[※]誘致の推進
- ▼ 新分野スポーツ等の大会誘致や、文化資源を活用したMICE[※]誘致の推進

● 県内2空港の交流拠点化の推進

- ▼ 国際定期便・国際チャーター便の運航再開に向けた取組の推進
- ▼ 増便や航空ダイヤの改善、空港への交通アクセスの改善等による空港の利便性向上
- ▼ 近隣空港と連携した広域観光ルートの形成、団体旅行の開拓等による空港の利用促進
- ▼ 空港から観光地への総合案内機能の充実等、国際線の環境整備の推進

● 新幹線の利便性の向上

- ▼ 県内駅への停車本数の増加やダイヤ改善等の利便性の向上に向けた、市町や関係団体と一体となった取組の推進
- ▼ 厚狭駅等の内方線付き点状ブロック※等の整備によるバリアフリー化の推進

● 二次交通※アクセス等の充実

- ▼ 県内観光地を巡る観光周遊バスの運行など、交通拠点から観光地を結ぶ、二次交通の支援
- ▼ 交通拠点と県内主要都市との間を結ぶ二次交通の運行支援
- ▼ 鉄道・バスにおける交通系ICカード※やバスロケーションシステム※等の導入促進

● 交流を支える道路網の整備

- ▼ 空港や新幹線等の広域交通拠点と観光地、観光地相互の移動時間の短縮、周遊ルートの形成に資する山陰道をはじめとした幹線道路の整備の推進
- ▼ 観光客が快適に移動・観光できるよう、「道の駅」におけるトイレの洋式化や情報発信環境の整備等の推進
- ▼ 観光地周辺における交通の円滑化や歩行空間の整備及び景観に配慮した道路の整備の推進

3 数値目標

県政運営の指針である「やまぐち維新プラン」で掲げる目標（2022年度）に向けて、各種取組を推進していきます。

No	指 標	目 標
①	観光客数	3,400万人以上
②	延べ宿泊者数	550万人
③	サイクリイベント参加者数	3万人
④	県立美術館の入館者数（2018～2022年度平均）	25万人以上
⑤	外国人延べ宿泊者数	20万人以上
⑥	クルーズ船寄港回数（2018～2022年累計）	400回
⑦	山口宇部空港の年間利用者数（定期便） 国際便の年間利用者数（定期便＋チャーター便）	105万人 5万人
⑧	岩国錦帯橋空港の年間利用者数（定期便）	52万人

※①②⑤⑥は統計調査等の関係から暦年

4 進行管理

計画に掲げる施策の着実な実行を図るため、進捗状況や数値目標の達成状況については、成果重視の観点から、毎年度評価を行い、「山口県観光審議会」に報告するとともに、今後の施策展開の方向について意見を聴取し、施策の改善、見直しにつなげていきます。

進捗状況や数値目標の達成度については、分かりやすく県民に公表することとします。

数値目標参考資料

区分		H29 /2017	H30 /2018	R1 /2019	R2 /2020	目標/R4 /2022	単位
1	観光客数（年間）※	3,318	3,414	3,386 (3,601)	2,077 (2,209)	3,400	万人 以上
2	延べ宿泊者数（年間）	444	435	376	311	550	万人 以上
3	サイクルイベント参加者数（年間）	9,600	23,860	24,924	4,408	30,000	人
4	県立美術館の入館者数（2美術館）（H30-R4 年度平均） 【各年度の入館者数】	24 /H25-29 29.6	15.8	18.8	14.4	25 /H30-R4 5.6	万人 以上
5	外国人延べ宿泊者数（年間）	11.7	12.3	10.4	3.2	20	万人 以上
6	クルーズ船寄港回数（年間）（H30-R4年累 計） 【各年の寄港回数】	146 /H25-29 73	77	124	127	400 /H30-R4 3	回 (累計)
7	山口宇部空港の年間利用者数（定期便）（年 度） 山口宇部空港における国際便の年間利用者数 (定期便+チャーター便)（年度）	98.8	102.2	94.7	24.6	105	万人
8	岩国錦帯橋空港の年間利用者数（定期便） (年度)	2.2	2.1	0.2	0	5	万人
		50.3	52.3	48.4	7.7	52	万人

※ 萩市が令和元年分から算定方法を変更(括弧内の数値)したことから、目標達成状況確認のため、
変更前のH30(3,414)を基準として前年比かけて、従前の算定方法による観光客数の推計値を算出

資料編

おいでませ山口観光振興条例

平成二十七年十二月二十二日
山口県条例第四十八号

観光は、その地を訪れる人々とその地に住む人々とが触れ合うことにより新しい感動を生み出すものであり、こうした人と人との交流は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、地域社会の持続可能な発展を促すとともに、地域への誇りと愛着を育むものである。

山口県は、源平の命運を決した壇ノ浦の戦い、大内氏により花開いた豪華絢爛な大内文化、至誠の志を胸に幕末の動乱期を駆け抜け、世界文化遺産にも登録された明治日本の産業革命遺産をはじめとする近代日本の礎を築いた維新の志士による業績など、数々の時代の転換期にその歴史舞台となり、時代を切り拓ひらいてきた先人の多くの足跡が今もなお息づいている。

また、三方が海に開かれるとともに、神秘的な物語を有するカルスト台地や多くの個性豊かな温泉郷を有し、のどかな田園など日本の地方を象徴する美しい原風景を残している。

さらに、豊かな海の幸、山の幸に恵まれ、ふぐや地酒、暮らしの知恵から育まれた郷土料理等数々の食の魅力を有し、大切に慈しまれてきた伝統的工芸品等世界に誇る匠の技も脈々と受け継がれている。

こうした本県独自の地域資源や生活文化は、域外の人々を強く惹ひきつける魅力の源泉であるとともに、県民がこの地に住むことに誇りを持ち、生き生きと暮らし続けることの源泉ともなっている。

こうした中、直面する人口減少等の課題の克服を図り、地方創生を実現するため、観光が持つ力への期待が高まっており、観光旅行者の価値観やニーズの多様化に対応した観光地域づくりを進めていくことが求められている。

このため、来訪者の満足度の向上に向けた多様な主体が一体となった山口県ならではの観光地域づくりの取組や、県民による地域の魅力の再認識と地域への誇りと愛着を持ったおもてなしの実践を通じ、地域の活力を創出し、その元気が、誰しも訪れたくなるような山口県として更に魅力を生み出していくという好循環を創出していく必要がある。

ここに、私たちは、明治維新百五十年という節目の年を控え、明治維新胎動の地である山口県において、人口減少社会に立ち向かい、観光を通じてこの地に住む一人一人を輝かせるため、観光振興の理念を交流人口の拡大にとどめず、県民の誇りと愛着に根差した地域の元気創出による定住の促進へと高め、全県を挙げた県民総がかりによる取組により活力みなぎる山口県をつくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、観光関係団体、観光事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「観光事業者」とは、観光に関する事業（以下「観光事業」という。）を営む者をいう。

2 この条例において「観光地域づくり」とは、自然、歴史、文化等において密接な関係のある

地域における観光を軸とした地域づくりをいう。

(基本理念)

第三条 観光の振興は、県、市町、観光関係団体、観光事業者及び県民がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組まれなければならない。

2 観光の振興は、地域における創意工夫による魅力ある観光地域づくりを通じた国内外からの観光旅行の促進及び地域住民による地域への誇りと愛着を持ったおもてなしの実践が、活力に満ちた地域社会の持続可能な発展のため特に重要であるという認識の下に推進されなければならない。

3 観光の振興は、地域における多様な主体の合意形成を図りながら観光資源を有効に活用して推進されなければならない。

4 観光の振興は、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により地域経済の活性化及び雇用の確保に重要な役割を担っていることに鑑み、県、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等による相互の連携が確保されるよう配慮して推進されなければならない。

5 観光の振興は、国外からの観光旅行の促進が、国際交流の拡大及び新たな需要の開拓に資するものであるとともに、県民の国際理解及び地域の観光資源に対する理解の増進に資するものであるという認識の下に推進されなければならない。

6 観光の振興は、地域の環境及び良好な景観を保全するとともに、これらとの調和を図りながら地域の魅力を増進するよう配慮して推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する観光の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等の間の連携を促進するよう努めるものとする。

3 県は、地域の振興に関する施策と連携して観光の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、観光の振興に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的にその地域の特性を生かした観光の振興に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する観光の振興に関する施策と連携するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第六条 観光関係団体は、地域における多様な主体の合意形成を促進し、関係者が一体となった魅力ある観光地域づくりを積極的に推進するよう努めることによって、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(観光事業者の役割)

第七条 観光事業者は、自らの事業活動が魅力ある観光地域づくりに資するものであることを認識し、創意工夫を生かした事業活動を行うとともに、他の事業者との連携を図りながら観光旅行者の需要の高度化に対応したサービスの提供に努めることによって、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、観光に対する関心及び理解を深めるとともに、地域の魅力を認識し、地域への

誇りと愛着を持ったおもてなしをするよう努めることによって、観光の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(推進計画)

第九条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第二章 観光の振興に関する基本的施策

(魅力ある観光地域づくりの推進)

第十条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地域づくりの推進を図るため、地域の多様な主体が合意形成を図りながら一体となって実施する観光の振興に関する取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第十一條 県は、観光資源の活用による魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の開発、保護及び育成の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第十二条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業、工業その他の産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪及び滞在の促進)

第十三条 県は、観光旅行者の来訪及び滞在の促進を図るため、山口県の多彩な魅力に関する情報の発信、観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、魅力ある観光旅行に係る商品の開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光産業の振興)

第十四条 県は、観光産業の振興を図るため、観光産業の経営基盤の強化に関する相談及び支援を行う体制の充実、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応した良質なサービスの提供の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十五条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲のある者の知識及び能力の向上並びに地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学及び高等専門学校をいう。）が行う観光の振興に寄与する人材を育成するための取組と積極的に連携協力するよう努めるものとする。

(おもてなしの向上)

第十六条 県は、観光旅行者に対するおもてなしの向上を図るため、県民の観光旅行者との交流の意欲及び地域の観光資源に関する理解の増進の推進、県産品（県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又は県内で製造され、若しくは加工された物品及びこれらを原材料として製造され、又は加工された物品をいう。）、食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第十七条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、旅行関連施設及び公共施設の利便性、快適性及び安全性の向上、情報通信技術の活用並びに観光地までの移動のための交通手段の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光客の来訪の促進)

第十八条 県は、外国人観光客の来訪の促進を図るため、来訪のための交通手段の確保、県内における交通、宿泊その他の情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光客の受け入れの体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第十九条 県は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、県民及び観光旅行者の環境の保全に関する知識の向上及び理解の増進の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広域的な連携)

第二十条 県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、近隣の県その他共通する観光資源を有する地方公共団体と連携協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町がその区域を超えて行う広域的な観光の振興に関する施策を促進するため、市町間の円滑な連携が図られるよう助言等を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第二十一条 県は、市町、観光関係団体、観光事業者、県民等と連携しつつ、観光の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 山口県観光審議会

第二十三条 観光に関する重要事項についての調査及び審議並びに観光の振興に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、山口県観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 観光関係団体の役職員
 - 三 観光に関心と理解のある青年
- 4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

《用語解説》

「山口県観光V字回復プラン」に記載されている用語のうち、専門的な用語や十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

●ECサイト 《P17》

インターネット上で商品を販売するウェブサイトのこと。

●エコツーリズム 《P22》

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

●SNS 《P15》

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

●OTA 《P17》

インターネット上だけで取引を行う旅行会社のこと。Online Travel Agent の略。

●オープンデータ 《P18》

機械判読に適した形式かつ二次利用が可能なルールで公開されたデータのこと。誰でも許可されたルールの範囲内で複製、加工や頒布ができる。

●クルーズやまぐち協議会 《P24》

山口県へのクルーズ船誘致推進のため、市町、関係団体及び県が連携してネットワークを形成し、関係機関等が一体となった取組を進める協議会のこと。セールス活動等に資する情報の交換や共有化等を図っている。2014（平成26）年7月設立。

●交通系ICカード 《P26》

交通事業者等が発行しているICカードを指し、主に鉄道やバス等の公共交通機関で利用可能なICカードのこと。代表的なものとして「Suica」「ICOCA」「PASMO」等がある。

●サイクル県やまぐち 《P13》

サイクルスポーツの振興とサイクルツーリズムの推進により交流人口の拡大を図ることを目的とし、「だれもが、県内各地で、四季を通じて、サイクルスポーツを快適に」楽しむことができる山口県を目指す取組。

●自然公園 《P22》

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に自然公園法に基づき指定される。国立、国定、県立の3種類があり、県内には8つの自然公園がある。

●DMO 《P23, 24》

Destination Management/Marketing Organization の略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

●デジタルプラットフォーム 《P22》

インターネット上で事業者と消費者等とをつなぐ「場」のことであり、検索サービスやSNS、オンラインショッピングモール等が該当する。

●D C 《P12》

デスティネーションキャンペーンの略で、JRグループと自治体や地元の観光事業者等が協働で実施する大型観光キャンペーンのこと。

●テレワーク 《P19》

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）に分けられる。

●内方線付き点状ブロック 《P26》

点状の突起に加え、ホーム内側部分に線状の突起を設け、ホームの端がどちら側にあるかをわかるようにするもの。

●二次交通 《P26》

空港や鉄道の主要駅から目的地までの交通のこと。

●バスロケーションシステム 《P26》

無線通信やGPSなどを活用して、バスの現在位置や運行情報をバスターミナル等に設置したモニターやスマートフォン等に情報提供するシステムのこと。

●ビッグデータ 《P18》

スマートフォンの登場を契機にデジタル技術やインターネット技術が人々の生活に溶け込み、その結果、日々、膨大に生成・蓄積されるデータを指す。この膨大なデータを分析す

ることで、今まで見えなかった社会の動きを確認でき、様々な課題解決に役立つことが期待されている。

●MICE 《P10, 13, 25》

企業の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、各種団体・学会等が行う会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

●V R 《P18》

Virtual Reality の略で、「仮想現実」と訳される。人工的に作られた仮想空間を現実かのように体感させる技術。一般的に、専用のゴーグルを付けてその映像を見ることで、仮想空間への没入感を与える。

●5 G 《P18, 22》

Gとは、Generation（世代）の略で、第5世代移動通信システムのこと。超高速だけでなく、「多数接続」や「超低遅延」といった新たな特徴を持つ。IoT 時代の重要な情報通信基盤となるものであり、その実現により、コミュニケーションのあり方の変化、そして新たなビジネスの進展につながることが期待される。

●ワーケーション 《P22, 23》

「仕事（ワーク）」と「休暇（バケーション）」を組み合わせた造語で、リゾート地や地方等の普段の職場と異なる場所で働きながら休暇取得等を行う仕組み。「新たな働き方」（ワークスタイル）として注目されている。

山口県観光VV字回復プラン

令和3年（2021年）10月
山口県観光スポーツ文化部観光政策課
〒753-8501 山口市滝町1－1
電 話 083-933-3207
F A X 083-933-3139
E-mail a16200@pref.yamaguchi.lg.jp
